

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 8月20日  
照会部署名 埼玉事務センター厚生年金適用G  
照会担当者 (管理・厚生年金適用グループ長) 鈴木 誠  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 針谷

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—034

本部受付番号 No. 2010—1072

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

資格取得時報酬訂正の回答に関する事務取扱について

(内容)

先に回答いただきました受付No.2010—381 の疑義照会の回答について、以下の3点についての疑義が生じることから、照会いたします。

- ① 資格取得時報酬訂正届について、提出された届が残業手当の見込み誤りであった場合、報酬訂正は行わないこととなるが、その際の事業所あて（社労士あて）の通知はどのように行うこととなるのか（厚年は国年と違って却下通知が自動作成されないので、現在「基礎日数不足」については返戻するようしているが、それと同様でよいか）。また、その取扱いは回答日以降でよいか。
- ② 提出された訂正届が残業手当等の流動的賃金の差異であるかの判断はどうすればよいか。現在、訂正届についての事務処理マニュアルがないため、届出に「残業手当の見込み誤り」などと記載が無い限り判断がつかない。また添付書類について求めた場合、相手から添付する根拠を求められた時には今回の回答を示してもよいでしょうか。

- ③ 今後において、実際支払いがあった報酬額と標準報酬月額とに著しい差異が発生することとなるが、年金請求等において問題が発生することになるが、それについての申し立てが被保険者本人からあった場合はどうするか（例えば、60歳に再取得した報酬月額が本来の報酬額と異なっていた場合、年金の支給停止額などに影響が出ると思われる）を示していただきたい。

（ブロック本部回答）

- ① については、不該当通知が必要と思われる。また、この取扱いは回答日以降でよいと思料する。
- ② については、  
・訂正届処理の際は、理由を確認した上で処理することが妥当である。  
・健康保険法 198条及び厚生年金保険法 100条により、「標準報酬の決定に関し必要があると認めるときは、事業主に対し文書その他の物件の提出を命じることができる。」となっており問題ないと思われる。また、根拠として求められた場合は疑義照会の要旨を示されたい。
- ③ については、在老の支給額変更通知が届いた時点で不服申し立てをもらうことになると思われる。

以上のように思料されるが、諸規定において明らかにされていないため、機構本部に照会されたい。

回答日 平成22年10月28日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部  
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター  
(厚生年金適用支援G長) 庄司 浩  
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス: [REDACTED]

(本部回答)

資格取得時報酬訂正届については疑義照会№2010-381に基づいて該当するか否かの判断をすることとなるが、その判断を行うためには当該届を提出するに至った理由及び事実を確認する必要がある。そのため、原則として事業主から理由書の提出並びに賃金台帳等の提出を求めることがある。

なお、事実を確認できる書類（賃金台帳等）の提出がされなかつた場合には、優先的に事業所調査の対象とするなど、事実の確認に努められたい。

また、提出された資格取得時報酬訂正届が実際には報酬訂正に該当しない場合には審査請求の対象となることから、不該当通知を作成のうえ事業主あてに送付されたい。

③に関して、資格取得時の標準報酬月額については資格取得確認および標準報酬決定通知書により事業主あて通知することとなり、事業主はその通知があったときは速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知することとされている。従って、当該処分に不服がある場合には通知され、処分を受けたことを知った時点で不服申し立てをすることとなる。

回答日	平成22年12月10日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(役職名) 柿崎 光政
連絡先	
メールアドレス	

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----